

令和7年度第1回奈良県国民健康保険運営協議会 議事録

■日 時：令和7年10月31日（金）14：00～15：00

■場 所：奈良県経済倶楽部 5階 大会議室

■出席者：（委 員）伊藤委員、根津委員、石黒委員、吉岡委員、椿井委員、
奥田委員、友岡委員、堀本委員、岸尾委員、佐井委員、
（事務局）奈良県福祉保険部 春木部長、辰巳次長
奈良県医療保険課 吉川課長、糸谷課長補佐、
尾本課長補佐、長谷川係長

■議 題：（1）国民健康保険制度について
（2）奈良県の国保運営について
（3）今後の国保運営に係る主な国保制度改革について
（4）子ども・子育て支援金制度の創設について
（5）今後のスケジュールについて

■議事概要

○説明

資料に基づき、事務局より説明。

○質疑応答

（根津委員）

- ・ 子ども・子育て支援金制度について、国の大枠の説明では賃金の上昇により、実質的な負担はそれほど無いだろうということだが、県において、国保加入者の平均賃金は算定されているか。また、国保加入者の方々にどのような説明をされるのか。

県回答（医療保険課 吉川課長）

- ・ 所得の把握について、保険財政では、翌年度の保険料をどれくらいにするかというのを前年度に立てる必要があるため、これに当たって、年末にかけて保険料の算定を行うが、その際に、前年度の所得を市町村から調査し、それを全国でも集計して、全国の中での奈良県の所得を調整の上、算定に用いるということを毎年度作業している。
- ・ 被保険者の方々への周知について、最近、国がリーフレットを作成したということで、それを紹介させていただけたらと思うが、表面にどのような事業に充てられるか、裏面に制度の説明が載っている。その上で、リーフレットの記載にある通り、

支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様には追加のご負担を求めることのない仕組みとしています、と国は広報している。一方で、この制度の創設に向けて、税で取るのか、保険料を保険者に上乗せする形で取るのかという議論はあった中で、実質増税を行わないという、保険料と合わせて徴収するという制度で行くことが国で決まったというところだが、前提としてはあるかと考えている。

(佐井委員)

- ・ 子ども・子育て支援納付金に係る保険料について、だいたいどれぐらいの具体的な数字になるのか、もし計算されていたら、教えていただきたい。

県回答（医療保険課 吉川課長）

- ・ 保険料の算定というのは年末から年明けにかけて、国から示される係数と、本県の中の被保険者数の見込みや、前年の所得のデータ等を用いて、算定する。保険料の目安としては、こども家庭庁の試算において、医療保険料のおおよそ５％くらいと、おおまかに示されているところであり、国保であれば、令和８年度被保険者１人あたり２５０円ということだが、これは、所得に応じて増減し、所得の高い方には所得割の分が高くなると、それから所得の低い方には軽減制度等も適用されるという仕組みとなっている。納付金の金額としても、相場観としては、本県の国保の被保険者がだいたい令和７年度に向けた算定の時に２４万人という形で見込んでいたが、それについて、１人平均２５０円でかけ算すると、県全体のおおよその納付金としてはこれくらいとなるということではあるが、本県の保険料については、第２回目の運営協議会で詳細をお示しさせていただけたらと考えている。

(椿井委員)

- ・ 前政権のもとで創設した子ども・子育て支援金制度は、新政権となった今も続けられていくと捉えているか。
- ・ 子ども・子育て支援金制度の予算として、保険料と合わせて徴収するのではなく、こども家庭庁で予算化というのはどうしてできないのかという疑問はずっと持っている。国の説明では、国民の皆様には追加のご負担を求めることのない仕組みとしていますとされているが、子ども・子育て支援という大事な施策について、こども家庭庁でもって、独自でこれを表に出してやっていくべきだ考える被保険者もいるということを、言っておきたい。少子高齢化の中で、子育てというのは本当に大事なことであり、もっと胸を張って、この予算をこれに使うということをお願いしたい。どうかような施策を希望している。

県回答（医療保険課 吉川課長）

- ・ 子ども・子育て支援金制度については、現時点で、法案も既に通っているところで、今のところ、それを見直すといった情報は事務局では認識しておらず、まずは、令和8年度からの賦課、徴収、収納に向けて、保険料の算定も含めて手続きを間違いなく進めさせていただくということが1つかと考えている。
- ・ 国で、実質的な負担が無いようにというご案内もされていることについて、県の対応としては、例えば、国に対する意見書において、近畿の国保担当会議の中でも、国の説明通りなされているということの検証やその確認を求めるべきではないかという提案はさせていただいているというところである。

（伊藤委員）

- ・ 県が国民健康保険の財政運営を担っているので、そういった意味での不安、心配もあるかと思う。国のリーフレットには追加の負担はないと書かれているが、不確実なところがあると思うので、経済もどう変化するかわからず、そういう意味で見守っていった、国民健康保険の被保険者の方が不安、心配のないように、県としても、ご努力いただいて、ぜひ我々が安心できるような説明をしていただきたい。
- ・ こども家庭庁が発表している子ども・子育て支援金の試算に関する資料において、加入者一人当たり支援金額における令和10年度の見込み額を令和3年度実績における加入者一人当たり医療保険料額で割った数値が国民健康保険では5%を超えており、他制度では4%台となっている。国民健康保険の被保険者の負担率が高いのではないか。

以上

委員署名

堀本 至世子

岸 尾 浩 行